

前橋市(特定行政庁)

1. 行政庁所在地

- ① 前橋市役所 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
027-224-1111(代)
- ・ 建築指導課 (7 階) 027-898-6753
 - ・ 都市計画課 (9 階) 027-898-6944
 - ・ 区画整理課第一課・第二課 (9 階) 027-898-6913・027-898-6965
 - ・ まちづくり課 (9 階) 027-898-6974
 - ・ 農業委員会 (7 階) 027-898-6734
 - ・ 農村整備課 (7 階) 027-898-6712
- ② 前橋市消防局 前橋市朝日町四丁目 22 番 2 号
027-220-4500(代)
- ③ 前橋市保健所 前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号
027-220-5781(代)
- ④ 法務局前橋地方法務局 (本局) 前橋市大手町二丁目 10 番 5 号
前橋地方法務局本局地図 027-221-4466(代)

2. 確認申請関係 (申請書等)

- ・ 建築確認申請の手引き
- ・ 建築確認申請書 (建築物 工作物 昇降機)
- ・ 中間検査申請書
- ・ 完了検査申請書
- ・ 建物制限の一覧表 (用途地域別)
- ・ 確認申請書類の提出順序
都市計画課→区画整理第一課・区画整理第二課→まちづくり課→農業委員会→
農村整備課 (市街化区域の場合は不要) →建築指導課

3. 都市計画図

- ・ 前橋市都市計画図

4. その他申請書類他

- (1) 土地区画整理法第 76 条、都市計画法第 29 条、第 43 条及び第 53 条に該当する場合は、確認申請書の副本

と、正本に同写しを添付する。

(76条・53条は、確認申請との同時申請が可能。)

[前橋市土地区画整理事業について](#)

[施工中地区一覧・申請書等](#)

- (2) 宅地造成工事規制区域内の宅地造成に関する工事の許可申請書(正・副)2部は開発指導課に提出。許可書の写しを確認申請書に添付する。

[前橋市宅地開発指導要綱](#)

[前橋市開発許可制度の手引き](#)

- (3) 地区計画が定められている区域の建設は各制限条項の確認が必要。

[地区計画の内容](#)

- (4) 風致地区内許可申請書(2部)は、都市計画課に提出。

許可書の写しを確認申請書の正本・副本に添付する。

[風致地区制度](#)

- (5) 特定工場は、敷地面積が9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の場合は、工場立地法に基づく届出が必要。

- (6) 土地の証明は、新築増築とも必要。

「農地転用許可」のある場合も土地登記簿謄本を添付する。

5. その他

[浄化槽仕様書]

- ・ 所要部数2部(正・副)
- ・ 排水が水利組合に関する場合は事前に組合との協議が必要。

[浄化槽設置について](#)

[前橋市中高層建築物の建築に関する指導要綱による事前協議]

(適用範囲)

- ・ 第一種低層住居専用地域における、地階を除く階数が3以上の建築物若しくは軒の高さが7メートルを超える建築物又は高さが7メートルを超える工作物。
- ・ その他の地域及び用途地域の指定のない地域における、地階を除く階数が3以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物若しくは工作物。

(建築計画の事前公開)

- ・ 事業者は中高層建築物等を建築しようとするときは、近隣関係者に当該建築に係る計画概要の周知を図るため、建築敷地の見やすい場所に標識([様式第1号](#))を建築確認等の申請日の21日以上前から工事完了までの間、設置しなければならない。

[中高層建築物関係](#)

[前橋市駐車場附置義務条例による届出]

- ・ 商業地域及び駐車場整備地区内に特定用途(駐車場法施行令第18条規定)と非特定用途に1/3を乗じて得たものとの合計が1,000㎡を越える建築物。
- ・ 周辺地区’で特定用途の面積’が3,000㎡を越える建築物。

[駐車場附置義務条例](#)について

[前橋市生活道路拡幅要綱による協議]

- ・ 法第42条2項道路に接する土地において建築行為をする場合、確認申請を行う前に後退用地等の帰属、整備方法等についての協議が必要。

[前橋市生活道路拡幅事業](#)について

[建築協定]

- ・ 建築協定の許可を受けている地域の確認が必要。

[建築協定](#)について

[バリアフリー法]

- ・ 特別特定建築物(2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上))には、新築、増改築、用途変更の際に、基準の適合が義務付けられます。
- ・ 特別特定建築物(2,000㎡未満)と特定建築物には、新築、増改築、用途変更の際に基準の努力義務が課せられます。

[バリアフリー法](#)について

[前橋市屋外広告物条例の施行について]

- ・ 一定規模以上の屋外広告物の表示を行う場合は、事前に市長の許可等が必要

[前橋市屋外広告物条例](#)について

[前橋市屋外広告物条例の手引き](#)

[用途地域の指定のない区域の建築制限について]

- ・ [用途地域の指定のない区域\(いわゆる白地地域\)の建築制限](#)について

[省エネ法について]

- ・ 特定建築物のうち、第1種特定建築物(床面積2000平方メートル以上)は、新築・増改築及び大規模修繕の際に、第2種特定建築物(床面積が300平方メートル以上2000平方メートル未満)は、新築・増改築の際に、省エネ措置を所管行政庁に届け出る必要。

[省エネ法](#)について